「上場ＥＴＦ及び上場ＥＴＮ信託受益証券に係る指標に関する上場廃止基準等の明確化について」に寄せられた
パブリック・コメントの結果について

当取引所では、上場ＥＴＦ及び上場ＥＴＮ信託受益証券に係る指標に関する上場廃止基準等の明確化について、その要綱を本年６月１０日に公表し、本年７月１１日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、３件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	１．上場ＥＴＦに係る指標に関する上場廃止基準の明確化	
	（２）指標が新たな指標へ変更される場合	
1	・ 指数変更が可能になったと理解してよろしいのでしょうか。 ・ 例えば、性質の近い指数間の変更、MSCI ジャパンから FTSE ジャパンへの変更は可能でしょうか。	・ 上場制度では、従前から、指標の変更を一律禁止するような規制は定めていません。今回の見直しは、管理会社が指標の変更を行う場合における投資者への適時開示に係る取扱いや、当取引所による上場管理業務に係る取扱いの明確化を図るものです。 ・ 指標の変更に係る上場廃止の審査においては、変更後の指標の適格性及び当該指標の変更が上場ＥＴＦの商品性に著しい影響を及ぼすものかどうかを確認します。一般論として、一定程度類似する指標に変更する場合については、本上場廃止基準の適用対象にはならないと考えられます。
2	・ 上場廃止基準には、ETF 等の連動対象指標が新たな指標へ変更される場合であって取引所が上場を廃止する場合として、「指標の変更が上場ＥＴＦの商品性に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるとき」との記述が設けられている。投資信託は、連動対象について投資信託約款に定め、変更手続き則って行われる。従って、新たな指標への変更は取引所が定める適格性要件（内国ＥＴＦ・内国商品	・ 新たな指標の適格性が認められる場合であっても、変更後の指標に係る上場ＥＴＦが当取引所において現に新規上場を認めていない性質のものとなる場合など、上場を維持することが適当でない場合も考えられます。

	現物型ＥＴＦ 上場の手引きに定める基準）を満たすのであれば、前述の投信法および約款に基づく変更手続きをもって可能となるべきと考える。	
3	・ 備考欄に「上場ＥＴＦの商品性が著しく変化することで実質的に新しい投資物件の提供と言える場合」との記述がありますが、「新しい投資物件の提供」と「新しい投資物件の提供ではない」それぞれの場合について具体的に例示して頂きたい。	・ 「上場ＥＴＦの商品性が著しく変化することで実質的に新しい投資物件の提供と言える場合」とは、具体的には、上記の場合のほか、主たる投資対象資産のアセットクラスが変更となる場合、主たる投資対象地域の変更により商品コンセプトが著しく変化する場合、レバレッジ型・インバース型指標以外の指標をレバレッジ型・インバース型指標に変更する場合など、上場ＥＴＦの商品性に著しい影響が及ぶ場合を想定しています。一般論として、一定程度類似する指標に変更する場合については、本上場廃止基準の適用対象にはならないと考えられます。
4	・ 備考において、「当該指標の変更が上場ＥＴＦの商品性に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるときとは、投資対象資産、投資対象地域及び投資戦略などの変更によって上場ＥＴＦの商品性が著しく変化することで実質的に新しい投資物件の提供と言える場合を想定」とある説明について、以下の事例はこの基準に該当しないとの理解でよいか、ご教示いただきたい。 ・上場ＥＴＦに係る指標について、投資対象資産、投資対象地域及び投資戦略がほぼ同じ指標が、別の指数算出会社で提供されている場合に、当該別の指数算出会社が提供する指標に変更するケース（例：A 社の米国国債指数から B 社の米国国債指数への変更） ・為替リスクがヘッジされていない指標（為替ヘッジなし指数）を、為替リスクをヘッジする指標（為替ヘッジあり指数）に変更するケース（※指標のその他の条件は同一） ・ESG を考慮しない指標を、別の ESG を考慮した指標に変更するケース（※指標のその他の条件は同一）	
5	・ 説明「上場ＥＴＦに係る指標が新たな指標へ変更される場合等について、～」に関連して、管理会社が上場ＥＴＦに係る指標を新たな指標に変更するのではなく、同指標の算出主体がその算出要領において投資対象資産、投資対象地域又は投資戦略の内容を変更する場	・ 既存の連動対象指標について、その算出方法及び構成銘柄の変更基準・方法に変更が生じる場合で、指標の適格性が失われる可能性が高い場合や上述したような商品性に著しい影響が及ぶ可能性が高い場合は、上場廃止審査の対象

	合の扱いについてご教示いただきたい。	となります。

提出者：　１＝日興アセットマネジメント株式会社、２、３＝一般社団法人投資信託協会、４、５＝野村アセットマネジメント株式会社

以　上